

飯田下伊那診療情報連携システム運営規則 第3版（H29.11.21）

飯田下伊那診療情報連携システム（以下、「ism-Link」という。）の運営について以下のとおり定める。

なお、本規則は、厚生労働省が定めた「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠する。

1 名称

このシステムは「飯田下伊那診療情報連携システム」という。
略称は[ism-Link]（イズムリンク）という。

2 システムの参加事業者

- (1) 病院、医科・歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護関係事業者、行政機関（地域包括支援センター等）

3 参加の方法

- (1) 参加希望事業者は、参加申込書（様式1）により事務局に参加申込を行う。
- (2) 参加事業者は、本運営規則及び別に定める「飯田下伊那診療情報連携システム利用にかかる個人情報取扱いガイドライン」を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、所属の従業者にも周知・教育しなければならない。
- (3) 事務局は、参加を希望する医療・介護関係事業者において、ism-Link を運用するパソコン等にデジタル証明書のインストールを行うとともに、使用方法等の説明を行い、誓約書に署名を受ける。

4 システムの管理

- (1) このシステムの管理及び運営方法は、南信州在宅医療・介護連携推進協議会内に設置された飯田下伊那診療情報連携システム運営小委員会にて検討を行い、医師会等関係する機関との調整と、情報を開示する病院の了解を得て南信州広域連合が決定する。
- (2) 事務局を南信州広域連合に置く。

【住所】 飯田市追手町 2-678 長野県飯田合同庁舎
南信州広域連合事務局内（介護保険係）
電話： 0265-53-6088 FAX 0265-21-5188

参加者への技術的なサポートは飯田市立病院が担当する。

【住所】 飯田市八幡町 438 番地

飯田市立病院 地域医療連携課 地域医療連携係

電話：0265-21-1255 内線 2237 FAX：0265-21-1229

- (3) システムの不具合については、ID-Link サービスを提供している日本電気株式会社及びサーバを保管・管理している株式会社 石川コンピュータ・センターと連携して解決を図る。
- (4) このシステムは日本電気株式会社が提供する ID-Link のサービスを使用しているため、当地域が決定出来る運用方法の他は、提供されるサービスの仕様によるものとする。

5 公開運用方法及びプライバシー管理

- (1) 本システムにより、診療情報を他の事業者の開示する場合及び診療情報の開示が可能な医療機関の診療情報を閲覧したい場合、また在宅医療等で使用するため関係事業者と情報共有する場合は、患者本人若しくは家族等から申込書（様式3）により同意を得なければならない。
- (2) 申込書（様式3）により同意を得た場合は、あらかじめ定めたアクセス権設定作業を行う地域の病院等（以下「アクセス権設定病院等」という。）に送信票（様式2）とともに申込書の写しを送付する。送付を受けたアクセス権設定病院等は、システム上に患者を登録し、当該申込書に記載された情報を共有する他の事業者にも送信票（様式2）とともに申込書の写しを送付する。なお、アクセス権設定病院等が情報共有先に含まれていない場合は、代表して飯田市立病院が登録作業等を行う。
- (3) 申込書及び申込書の写しについては、撤回書（様式4）が提出されるまでの間、それぞれの医療・介護事業者において保管する。
- (4) 送信票を受取った医療・介護関係事業者は、適正な申込書が添付されている場合は、自事業者の患者・利用者番号と、連携システム上の番号が連動するように「患者ID登録」を行う。
- (5) 申込書送信票を受取った診療情報の開示が可能な医療機関は、適正な申込書が添付されている場合は、速やかに同院の当該患者情報を開示する設定を行う。
- (6) 撤回書が提出された場合は、前記（2）と同様の方法で情報を共有する医療・介護関係事業者に対し連絡を行うことで、開示の取り消し設定を行う。
- (7) 情報を共有する事業者の変更（追加・除外）が必要な場合は、変更届（様式5）を用いて、前記（2）と同様な方法で医療・介護関係事業者に対し連絡を行う。
- (8) 個別の患者・利用者からの問い合わせについては、申込書を取得したシステム参加事業者が対応する。
- (9) 本システムの参加事業者は、別に定める「飯田下伊那診療情報連携システム利用にかかる個人情報取扱いガイドライン」を遵守しなければならない。また、自事

業者の従業者を適切に教育指導し、情報管理を適切に行わなければならない。

6 システム構造及び技術的セキュリティ

(1) システムの構成要素

A：地域連携サーバ B：中間サーバ C：認証局センターサーバ
D：VPN装置 E：閲覧パソコン F：モバイル端末

(2) 診療情報開示システム

- ①認証局センターサーバは、本システムへのアクセスに関して、ID、パスワード及びデジタル証明書により、本システム参加事業者ごと許可した者に限りログインさせる。
- ②認証局センターサーバは、診療情報を開示する医療機関と、閲覧する医療・介護関係事業者の患者・利用者IDの紐付け及び開示の関連付けを管理し、申込書を得た患者の指定する医療・介護関係事業者に対してのみ診療情報を開示させる。
- ③認証局センターサーバからのリクエストにより、地域連携サーバは各病院内の関連システムに必要な情報のリクエストを行い、各病院の関連システムは中間サーバか地域連携サーバに当該患者のデータを書き出す。認証局センターサーバのコントロールにより閲覧パソコン上に当該診療情報を表示させる。
- ④認証局サーバと地域連携サーバ間の通信はVPN装置によりセキュリティを確保して行う。
- ⑤診療情報の開示に同意した患者の開示に関する設定は、診療情報を開示する医療機関若しくはアクセス権設定病院等の担当者が本システムにログインして行い、それ以外の者は設定を行うことが出来ない。
- ⑥情報を開示する病院が被災した際に、防災バックアップとして蓄えられた情報を利用する場合の方法については別に定める。

附 則

本運営規則は、平成 22 年 4 月 13 日から施行する。

本運営規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

本運営規則は、平成 29 年 11 月 21 日から施行する。